

議 長 日程第1「議案第28号西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定について（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 南雲まさ子君。

産業厚生常任委員長 松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 南雲まさ子。産業厚生常任委員会報告書。

本委員会は、6月7日、委員6名中5名出席のもとに、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和5年第2回議会定例会において付託された「議案第28号西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定について」を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定について、詳細な説明を受け、質疑を行い、慎重に審査しました。

審査の結果、適切であると判断しました。

なお、桜まつり等の運営については、町及び関係機関との連携を密に図り、円滑に行うよう強く申入れをします。

以上でございます。私のほかにも委員がおりますので、質問がある方はほかの委員にもお尋ねください。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは、質疑に入ります。

10番 齋藤 指定管理者の内容の中に、キャンプ等とかっていうのがあったと思うんですけども、その辺、グランピングという形でやられるということだったので。施設としては、不十分なグランピング場的にはなるとは思うんですけど。条例の中に、火をなかなか使ってはいけないという部分。その辺について、許可があればオーケーというようなふう聞いてはいるんですけど。その辺のことは出ましたでしょうか。

7 番 南 雲 そうですね。事業者のほうは、機材とか材料費を提供して、キャンプ事業としてやるということです。それで、やる場所が今2か所ということ想定していますけれども、これからまた順調に利用者が増えていけば、また増やすということも考えていまして。公園条例に、西平畑公園はキャンプが使えない…キャンプ場として使ってはいけないということになっていきますので、松田山ハーブガーデンのほうでそれを予定しているとのことでした。以上です。

10番 齋 藤 それでは、そういった公園条例は幾つかあった…あそこの中にあるので、今後、キャンプをしていいとか、そういったものに変えていけば別によくなると思うんですけど。その辺、行政のほう側にそのようにもう一度提案をしていったようなことは出たでしょうか。

7 番 南 雲 事業者のほうは、本当に前向きに捉えているということで、松田山ハーブガーデンのほうに考えているということは伺ってますけど、それ以上のことは伺っていません。以上です。

10番 齋 藤 分かりました。それと…それでいいです、分かりました。これで以上、終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 2点ございます。まず1点目はですね、ここで今まで町が直営で行ってきた西平畑公園ハーブガーデンをですね、指定管理に出すということで、慎重審査を行っていただいたと思います。その中でですね、やはり収入等で一番大きなウエートを占めるですね、桜まつりの関係でですね、今までは平成4年度まではですね、町観光協会と桜まつりの実行委員会ですね、入園料の徴収等とかですね、様々なイベントを行い、町の直営のハーブガーデンというところで行ってきたということです。そこをですね、一部指定管理に出すということで、そこで今までやってきたですね、町観光協会、桜まつり実行委員会との役割分担というのがどうなるのかについて審査をしていただけたでしょうか。町がですね、指定管理に出すという事業ですから、じゃあこの部分までが指定管理に出すのかというのがですね、あり、じゃあ残りのですね、町の観光協会、やはり町の観光振興のためにということで、一社化された法人でございませ

ども、今までの歴史的にもですね、桜まつりを盛り上げてきたと。桜まつり実行委員会においてもですね、入園料徴収等でですね、多大な協力を頂いてきたという団体でございます。それらの役割分担が、これ以降の、令和5年度以降のですね、指定管理の導入について町はどのようにですね、考えていたのかということです。

2点目といたしましては、収支計画を見ますと、収入の部のところにですね、フラワーガーデンの入園料。これは西平畑公園といいますか、ハーブガーデンといいますか、の中にですね、フラワーガーデンを作るということですが。ここで入園料と書いてありますとですね、やはりこれは公園条例の一部改正が必要ではないのかというふうに考えます。その辺の議論がどのような形でなされて、議会等にですね、一部改正の打診等もない状態の中で、収支計画書の中で収入としてフラワーガーデンの入園料が上がってきた、そういった理由についてですね、お伺いをしたいと思います。

7 番 南 雲 まず、入園料の徴収ということは、今回指定管理者が行うっていう役割分担にはなるんですけども、これから本当に今までね、御尽力いただいた関係者の方々には、本当に伺いながら、TUDO I さんもやっていきたいということで、TUDO I さんのお伺いとしては、本当に今まで御尽力していただいた方が困るようなね、ことは避けたいということで、これから町としてもこの指定管理者が決定した場合には、速やかに関係部局と町部局と指定管理者さんとの話し合いを行いたいということで伺っています。それで、委員会としてもね、それは本当に非常に大事な部分なので、速やかにね、行っていただきたいということを強く要望させていただきました。（私語あり）

それで、もう一つの入園料の記載の件なんですけれども、フラワーガーデンの入園料の記載の件ですけども、こちらの掲載というのは、TUDO I さんの記載したままを掲載させていただいたんですけども、町のほうのお考えとしては、これはフラワーガーデンにお花を植える四季折々きれいなお花を咲かせるために、協力金として頂くようなお考えでいて、それを令和4年…5年度ですね。5年度は公園整備のために収入がゼロとなっていますが、6年度から

は頂くような形で、協力金として頂くような形で考えているというお答えでした。以上です。

6 番 井 上 まず1点目のですね、話合いで決めるというふうな、この指定管理者が決定した上でですね、指定管理者と町と関係者ですか、話合いで決まるっていうんですけども、やはり指定管理に出す場合ですね、募集要項等の中にもですね、この部分は指定管理者の業務ですよと、この部分は町の業務ですよと、この部分は観光協会の部分ですよと、実行委員会…桜まつりの実行委員会の部分があれば、この部分は実行委員会ですよと。そういう設計をしてですね、指定管理者に出す業務はこれですよという中で、この要項に基づいて、じゃあ指定管理者が、じゃあこういった事業設計でやります。先ほどの収支計画書、こういった収支計画でやれば運営ができますということで、指定管理者に手を挙げていただくことができると思うんですね。それをですね、これから指定管理者が決めてから、その事業分担なり役割分担を決めるというふうな説明に聞こえたんですけども、そうしますとですね、じゃあその時点で議会のほうが把握するね、この指定管理者の業務内容というものが変わってしまうというふうに理解できるんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

7 番 南 雲 指定管理者の募集要項にはきちっと役割が記載されていますので、それののっとなって、今までの尽力されてきた関係者の方々に、それごとにいろんな役割分担を決めていくというふうに伺いました。

6 番 井 上 もう一度そこら辺を確認しますとですね、もう募集要項があるわけですよ。そこでまだ決まってないことがあって、それをこれから話合いで決めるという説明のように聞こえたんですけども、それでよろしいでしょうか。

7 番 南 雲 あくまでも募集要項にあることはきちっと入園料徴収とか、そういった部分はきちっとやっていく上で、お困り事が…今まで尽力されてきた関係者の方がお困り事がないような話合いを進めながら、募集要項に載っていることはしっかりやっていくということで伺いましたけれども。以上です。

6 番 井 上 ちょっとよく分からないんですけども。当然ね、募集要項に載っていること以外はできないし、それ以上はできないわけですよ。募集要項に載っている、

今ある中でね、じゃあ桜まつりの観光協会の役割というものがどこまでなのかというのが、私のですね、質問の発端なんですよね。それが明確にできないということは、今まで桜まつりの運営に対して、町観光協会が行ってきたことはそのまま継続するというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

7 番 南 雲 あくまでも、今まだ指定管理者として決まっていない状態なので、そこまではごめんなさい。要するに、徴収関係とかハーブガーデン関係とかはきちっと指定管理者がやることになるっていうのは、町のほうからも御説明ありましたけれども、これから詰めていかなければいけないところをしっかりと話合っていくということで、お話を伺いました。以上です。

6 番 井 上 終わります。

議 長 ほかにございますか。

5 番 田 代 1点だけ確認させてください。指定管理者の事業計画書11ページをお願いいたします。西平畑公園の収支計画書です。収入のところの4段目です。キャンプということで、令和5年度は100万、6年度は250万、以降300万、300万、400万というふうに見ております。これについては、私、キャンプ場使用料かなというふうに理解してます。ですから、このキャンプの収入は何なのかというのが1点目の質問です。

今度は具体の質問として、当然、使用料を徴収する場合にはこの公園の中で駐車場使用料並びに桜まつり入園料、これについては条例制定をして、しっかり根拠をつけて徴収してると。ここでキャンプで収入が今年100万あります。翌年は通年だから増えると思うんですけど。もう今、6月ですよ。当然キャンプというと、夏がピーク。あとは秋とか冬もあると思うんですけど。そういった考えで、このキャンプの収入に関して何を根拠とした数字なのか確認されたのか。または、使用料として徴収する場合には、条例の絡み、その件についてどのような確認をされたのか、お知らせ願います。

7 番 南 雲 事業者のほうで、先ほど齋藤議員のほうにお答えしたように、前向きだっていうことは伺っていますけれども、細かくこの積算根拠みたいなものはちょっと伺いませんでした。あと、もう一つは…（「条例制定をもとに議論したのか

どうか。お金の部分、内容です。手法について。」の声あり) 手法についても議論されませんでした。以上です。

5 番 田 代 議論されなかったということなんですけれども、これについては去年の6月ぐらいですか。町当局からキャンプ場の、グランピングの整備事業に提案があって、結構議論をされた内容だと思います。やることはいいんですけれども、手法について結構いろいろな問題があったので。そういったことなので、議論されたのかなというふうな質問なんですけど。どういった理由で議論されなかったのでしょうか。

4 番 平 野 すみません。先ほどのときにちょっと補足しなきゃいけなかったんですが、ごめんなさい。数字は一応確認しまして、今回6月になっているのに、もう100万計上されているといったこと、私たちもちょっと心配したんですが。昨年の実証実験期間の数字はどうだったのかというふうな質問はさせていただいて、昨年11月から、そして令和5年明けての1月までの期間、11、12、1月の3か月の実証実験だったということですが。宿泊が42件、115万円。日帰りが12件、21万円というふうな数字は伺いました。すみません。

5 番 田 代 一番初めに齋藤議員からも質問あったと思いますが、公園条例の中ではキャンプは禁止なんです。それをここで認めるということは、それなりの議論を委員会でしなければいけなかったのではないですかというのがね、私の確信の質問の1点なんです。

2点目として、では実証実験までやって、それなりの結果出てるんだから、踏み込んで、じゃあお金をどういうふうにするのよと。そういった問題も出てくるわけですよ。ところが、今まだ条例の一部改正、料金を取るための提案ですとか、キャンプをすることに対しての…何ていうのかな。特認事項ということで認めることとか、そういったことをやはり私はこの段階で、委員会付託の段階で議論するべきだったと思います。それはされなかったということなんですけど、どうしてでしょうか。

7 番 南 雲 西平畑公園ではキャンプを考えていないという町側のお答えでしたので、一部改正はそこまで考えなくていいかなという…違いますか、意味が。（「条

例は2つあるでしょう。」の声あり) ああ、そういうことですね。(「だから公園では駄目って書いてあるけど、」の声あり) ああ、そういうことですね。すみません。それでは、ごめんなさい。お答えを変えます。変えますっていうか、そうですね、その議論はしませんでした。以上です。

5 番 田 代 議論はされなかったということで、明確な回答をありがとうございます。少し残念です。でも、そうは言っても、やはりこの施設っていうのは、なかなか大変な施設なのでね、ある程度、行政のほうもこれから料金徴収に向けて、また今の議論を聞いていただいたと思うので、今後しかるべき時期にそういう提案があるということを期待して、質問を終わります。ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

8 番 中 野 大変御苦労さまでございます。お疲れのことと思いますけど、1点だけお聞かせください。このたび、一般質問の中にもありましたあしがらジビエ工房が完成しまして、10月の1日あたりから本格稼働に移るということで、我々携わる者としても、大いに期待をしておるところでございます。それで、何度も販路ということについて、議員の中でも質問が出ております。この計画書ですね。指定管理者の計画表等を見ますと。ページ4の4ページ、一番下段ですね。④ジビエ祭りを開催いたしますよということで、このジビエ祭りをもって集客増を図ってまいりますということがございます。それで、ページ6ページ、イベント等スケジュール。これは、我が松田町で行われる4つの大きなイベント。観光まつり、桜まつり、産業まつり、キラキラフェスタ。これについて、全て8月、11月、12月、2月ということでジビエの出店を計画しておりますと、計画表に載っております。ところがですね、これはすごいな、大変力を入れてジビエというものを大いに活用してやっていただけるんだなという数字が見えておるんですが、11ページの収支計画御覧いただくと分かるんですが、上段の収入の部、ジビエ祭り出店料と、またジビエ祭り自社出店の収入がですね、おのおの出店料が18万、それで自社で出店した収入が10万になるんですね。これ毎年ずっと先々まで同じです。それで、支出のほうを見ます。その下段の支出。

ジビエ祭り自社出店が3万円なんです。支出。この3万円というのは、多分ジビエの肉を購入する費用だと思うんですが、3万円で…年間ですよ、これ。3万円で、どのように商売になるのかなと。また、本格的にジビエというものを有効活用して集客増を図ってまいりますという、その辺のところが見えないんですが、この辺の議論が出ましたか、出ませんでしたか。出なければ出ないで結構です。

7 番 南 雲 町側の説明では、イベントを誘致しての開催を考えており、自社出店にかかる食材費などの経費を見込まれているってということだけはお答えがありました。以上です。

8 番 中 野 そうですか。その辺の細かいところまでは目が行き届かなかったのかもしれないということで、これ以上は突っ込みませんけれども、これも独り言として、ぜひ町側に対しまして、独り言としてこの辺のところをぜひ強く要望していただきたいなど。以上、終わります。

4 番 平 野 少し補足なんです。ジビエ祭りに関しては、まだ4ページの内容があまり具体的な形ではないなというところで、これは説明によると、去年の実証実験の3ページが一番下のジビエとワインの会、花火とジビエとワインの会。ここで基本的なスタイルとしては経験をしたというようなお話、説明がありました。そして、このときのデータはあるのかというふうにお聞きしたら、8月27日花火の日。これ、花火がとても短かったと思うんですね。それでも40人が立食形式で集まり、5,000円会費であったというようなことをお聞きいたしました。また、ジビエの肉に関しましては、あしがらジビエ工房の肉は使うのかという質問もしております。優先的に使いたいというようなことはおっしゃっていましたが、昨年の実験では別のところのお肉ですという回答を頂いております。

8 番 中 野 質問終わりましたと言いましたけども、またそれに対して答えていただきました。私は、じゃあ議論はされたんですね。ジビエについてね。でも私はね、確かに議論をされて、結構ありがとうございますと言いたいんですが、ただ数字上から見ると、あまりにもかけ離れた数字だなということ、その辺のところ議論出なかったですかということをお聞きしたかっただけでございます。



4 番 平 野 そこまでは議論が出ませんでした。

8 番 中 野 結構です。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、議案第28号…討論に入ります。

(「省略」の声あり)

11 番 寺 嶋 それでは、討論を行わせていただきます。11番 寺嶋正。議案第28号西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定について、反対の立場から討論を行います。

指定管理者の名称等はTUDOI合同会社で、指定の期間は令和5年7月1日から令和10年3月31日までとなっています。新たな事業は、キャンプ、カフェテラス、レストラン、ジビエ祭りなどです。今後予定されるフラワーガーデン等の入園料が、収入載っておりますけれども、条例上、今取れない、現在では取れない部分の収入が入ってますので、これは認めることができません。ですから、本当にこのフラワーガーデンの入園料徴収ができるのか。それからジップラインの安全性の問題はどうなのか。これももう案の案ということで、まだ煮詰まってもいない段階なんですけれども、そういう不安が残ります。これが1点目です。

それから最大のイベントであります桜まつりは、松田町観光協会内に事務所を置いて、まつり実行委員会を設置し、町商工振興会、町飲食店組合、松田町酒販店会は共催として行ってきました。今後の運営主体はどうなるのか、指定管理者と町観光協会との連携がうまくいくのか、各種団体の協力が得られるのか疑問に思います。これが2点目です。

収支計画では、桜まつり入園料は町直営のときより少なくなっており、増収の方法がなく、5年間変わらないことに納得できません。収支の見込みは1年目に401万円の赤字、2年目に238万円の黒字などとなっていますが、そんなに今の状況では甘くないと思います。過去の指定管理者の収支や町直営の収支と

比較しても、今後さらなる厳しい運営が続くと推測されます。これが3点目の理由です。

以上のようなことから、指定管理者の指定に反対します。以上で討論を終わります。

議 長 ほかにございませんか。

4 番 平 野 議案第28号西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定について、賛成の立場から討論いたします。

3月に始まった指定管理者の募集に応じた事業者が、5月の指定管理者選定委員会で選定され、このたび上程されました。現在町直営で運営されている松田山ハーブ館の開館日は週1回土曜日だけになっております。子どもの館、自然館も同様です。西平畑公園には、徒歩で散策なら毎日行くことができます。でも車で行くには、駐車場は月・火閉鎖となっております。ただし、イベント時にはこの限りではありません。

令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、年間の営業日が100日から150日で推移しておりまして、まるで宝の持ち腐れのような状態となっております。令和2年12月議会で桜まつりの入園料が承認されたので、開館日が週1回であれば、西平畑公園の収支は何とか釣り合う状況にはなってきました。しかし、このまま町直営でコロナの以前のような利用に戻すには、また年間1,000万から1,200万くらいの赤字が予想されております。熱意のある民間事業者が経営管理の工夫をすることによって、開館日を増やしつつ収支を改善することが期待できます。

このたびの指定管理者の提案内容は、公園やガーデンの設置理念を理解して、その特性を生かし新たな活用を図ることを目指したものです。具体的で実現性があり、町全体への経済効果も期待できます。また、今回指定管理の対象とはなっていない子どもの館と自然館についても、十分に連携を取ることがうたわれて、また、周辺観光農園との協調性も配慮されております。小高い山の中腹という立地ゆえの悩みであったアクセスの問題、これについてまで考慮に入れた提案というのは、これまでの指定管理者にはなかった視点かと思っております。

す。

私は令和4年9月の公園条例議案でも討論に立って、金・土・日しかオープンしていない現状を負のスパイラルの象徴と感じていますと述べました。現在は土曜日だけなので、それがさらに悪化したこととなります。それを好転するためのこの指定管理の議案に賛成いたします。ほかの議員の皆様もぜひ御賛同頂けるよう、心よりお願い申し上げます。

議 長 ほかにございませんか。

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第28号西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定についてに対する委員長の報告は可決です。議案第28号西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。9時50分より大会議室において議会全員協議会を開きますので、議員及び町長ほか関係職員は御参集くださるようお願いいたします。

(9時33分)